

四季草

秋上  
四

73  
6601  
4



23  
6601  
4

秋草

惣目録

卷之三

武家礼法之部

人形称呼之部

人形之部

姓名之部

卷之二

役名之部

官位之部

衣袷之部

秋上

昭和十九年四月  
三上 庸老 氏 贈

卷之三

刀劍之部 自注

家化之部

酒食之部

道具之部

進物之部

書札之部

祝儀之部

凶事之部

襍子之部

惣目錄終

秋學卷之上

目錄

○武家礼法之部

一 武家礼法之事

二 小笠原伊勢之事

三 諸礼之事

四 吾礼人之事

五 倍后各礼之事

六 苗世人之事

七 故実之事

○人品称呼之部

- 八 公方様之事
- 九 所臺様之事
- 十 殿之稱之事
- 十一 振之事
- 十二 名殿之事
- 十三 所簾中事
- 十四 奥振之事
- 十五 上振之事
- 十六 女房之事
- 十七 法彩造之事
- 十八 所前振之事

- 十九 所袋之事
- 廿 家来之事
- 廿一 所所振之稱之事

○ 人跡之部

- 廿二 月代利之事
- 廿三 額子隔之事
- 廿四 女假粧之事

○ 姓名之部

- 廿五 姓名之部
- 廿六 姓之事
- 廿七 氏之事

廿八 八宅外姓之事

廿九 尸之云事

三十 姓子付之氏之事

卅一 假名之事

卅二 実名之事

卅三 字之事

卅四 童名之事

卅五 左右衛門之事

卅六 百官名之事

卅七 東百官之事

卅八 大郎治郎之事 二ヶ条

卅九 氏左衛門 右衛門 権之事

四十 何内何藏何化

四一 小太郎又太郎之事

四二 何太夫之事

四三 助延之事

四四 浄諦之事

四五 名系字之事

四六 女乃名子於乃字付之事

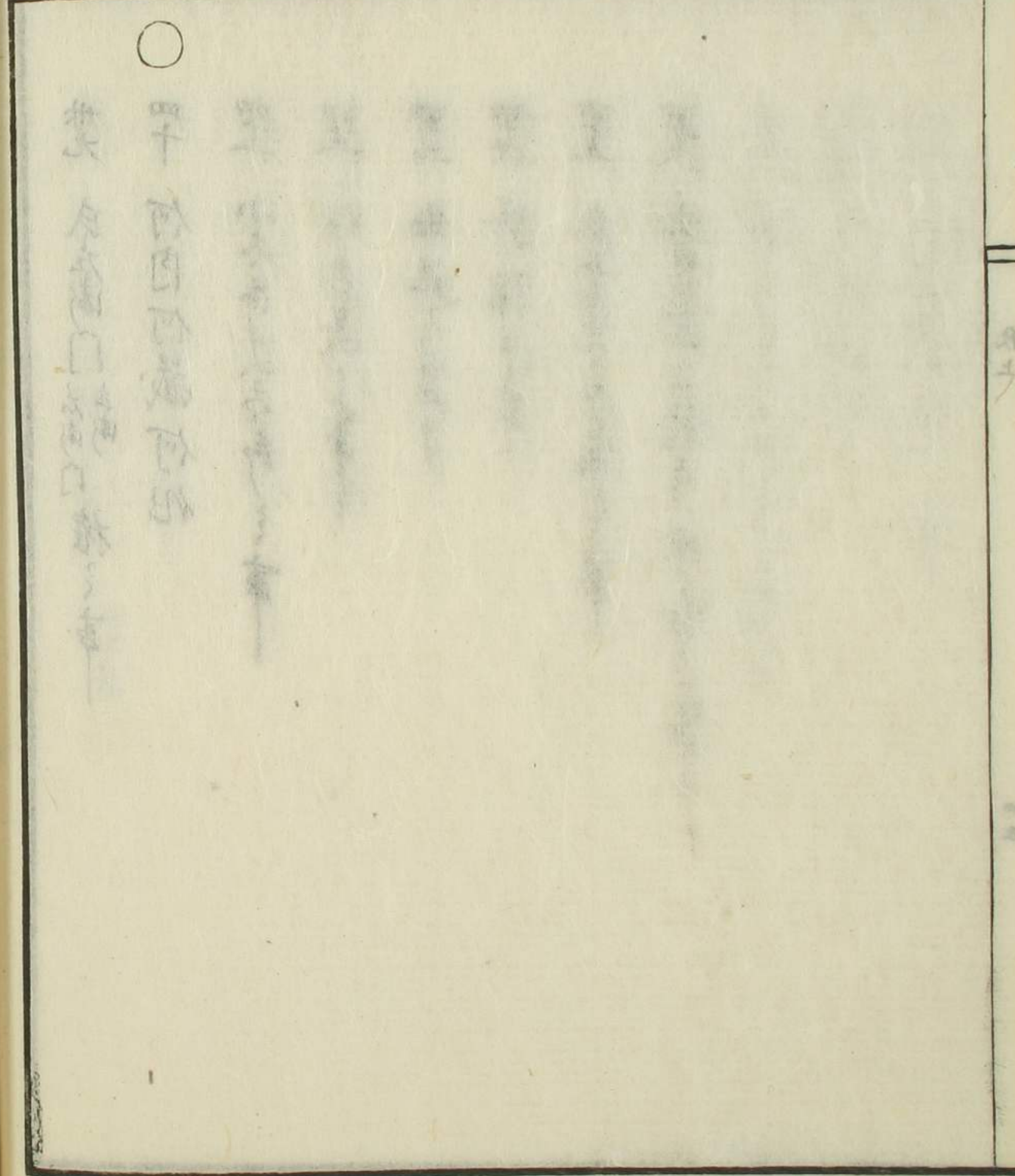
秋學上

平貞文述

武家礼法之部

武家礼法之部

礼とは天子より宗廟祭祀迄天下の  
 貴賤上下の品位を以て一統たるもの  
 法ありて天子所命するに天子所命するに  
 天子より宗廟祭祀迄天下の貴賤上下  
 の品位を以て一統たるもの法ありて天  
 子所命するに天子所命するに天子所  
 命するに天子所命するに天子所命する  
 に天子所命するに天子所命するに天子



とついでに内廷の軒接の志を以て之を以て日本  
國の勲追捕はついでに職を以て之を以て侍を以て  
日本國を大集ひてついでに公家武家とて可なり  
ついでに公家武家の公家武家の公家武家の  
ありし武家武家の武家武家の礼出を以て天下の万民武  
威を怖るるが故に階級武家の礼を以てついでに  
ついでに自出の勢ひありて鎌倉の代に後武  
ついでに氏天下を以てついでに後武家の將軍  
義満公新の武家武家の礼法を定めてついでに礼書を化  
給ひしが之を書い應仁の大亂に終失しついでに  
ゆゑに難く拾遺子後集行云云公方義満の世より

將軍家も公方と稱してついでに万事の礼法を院の  
所所王比一あふは時王武家武家の定めてついでに  
ついでに今川左衛門太夫氏初小笠原兵衛助長秀伊  
勢武藏も満忠等もついでに天下の侍を十一位  
に分てついでに所謂所一族大名を儀を稱して定礼  
法供礼中治等方國人奉公方未男ミナトこれあり  
公方武家武家の胎中六位子階を以て叙爵の時五  
位也未男の公家武家の所家武家のついでに武家武家  
六位も準もついでについでに武家武家の編る事十  
二巻ついでに鎌シラカ方の書ついでに云云貞丈按も  
ついでに武家武家の公方と稱義満公の時始る

子ありてははま下子妻 小笠原兵衛助長秀の従弟の  
系圖をえはれはるるに小笠原を以て今川左京大夫氏  
頼朝武藏守満忠より今川頼朝武藏守満忠の系  
圖をえはるるに小笠原の時にめはり人首を以て  
之を將軍の家長より階級十一位を恨みずはるる  
に之を以て皆安んずるに南朝純信子忠永  
三年一丙子春小笠原長秀今川頼忠伊勢貞行  
より作らるる武家の礼式を定むるに元々一長秀  
頼忠貞行二人より之を以て系圖を以て元々頼  
朝の遠祖より頼朝格までを以て遠祖とすはる  
るに元々一長秀も元々一長秀も元々一長秀の元

を以て一統といふに説ありてお不付くも今  
昔の二統一統といふ書ありてそれは小笠原  
長秀が值草の南家より法集といふ書の右端  
より後人序より續の家門といふ一篇を以て如く  
くくく序より我満公の作よりくく小笠原兵衛助  
長秀今川左京大夫氏頼朝武藏守満忠二人  
議定して撰むるに書ありて如く書を以て二統一統を  
單紙といふるに之を以て是は南家より法集を  
志るに我満公の作よりくく撰むる書より元々  
くくくくくくくの序より後の人作はくくく  
るものより南家より法集を撰後より元々



ふもき物もく私に隨筆物と見ゆ將軍の作ふ  
ものも私にび〜將軍のあ〜た私に隨筆物と見  
一言のつふもきも〜將軍の作ふものも〜  
ひ〜書物〜も難〜も〜書物〜も〜  
〜も〜も〜先年〜も〜も〜一統〜  
〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
道照愚草に 伊勢六郎左衛門尉平貞順に云  
天文永福比乃人の法名色也  
殿中之礼節并諸人官〜も〜も〜も〜も〜も〜  
法所法度隆〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
稱の所代子以條敷被定是法則ハ庶苑院殿

出の所式目ハ慈仁の一礼子終夫云云は原書に  
及古被作〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
貞遠厚〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
貞頼早宗立又地持并貞遠ハ伊勢太宗亮三人は將  
軍義政公 被礼書おろし〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
乃代〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
知る〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
二 小笠原伊勢〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
小笠原宗ハ馬の宗子〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
能〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
此宗を〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜  
小笠原ハ此宗の宗元〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜も〜

十五日をうり出仕するの事なりしに在殿中  
礼法の事さういふ事あるに依りて  
おのり立寄る事礼冠婚葬の礼を知る事ありし  
が故に今世小笠原流と稱しつて存あり  
す礼以下を教する人あり是れいふ事あり  
私に意を  
せん世に伊勢流といふ我が家の事とす  
先  
祖ハ代々伊勢守に任政取職所所奉り  
しに孫いふ日に出仕に殿中の礼法を  
しむる事ありしに依りて  
子將軍が法例迄くめりしにそれによ  
り殿中礼の事ありしに依りて

ありしに依りて馬より礼法の事ハ何れに  
りしに依りて事ありしに依りて  
ありしに依りて室所殿の吉例を記述するあり

三 禮法

今世禮法ハ身ハ人子ありしに依りて  
いふ名目ハ礼法といふ事ありしに依りて  
先小笠原流といふ事ありしに依りて  
此冠婚葬の礼以下ハ細事ハ武法  
ありしに依りて官職ありしに依りて  
禮連祓會席の礼法武紙短冊ハ書札蹴鞠の  
法書ありしに依りて在室軍礼軍法  
茶湯庵下

方式之献七五三等の膳部書院飾の法は  
種々多岐にわたる一人に教るは  
云もおのれおま<sup>ま</sup>それ<sup>れ</sup>に<sup>に</sup>家<sup>け</sup>に<sup>に</sup>ある<sup>る</sup>物<sup>もの</sup>こそ  
いふ<sup>い</sup>ま<sup>ま</sup>家<sup>け</sup>の子<sup>こ</sup>あ<sup>あ</sup>が<sup>が</sup>れ<sup>れ</sup>ら<sup>ら</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>す<sup>す</sup>  
世<sup>よ</sup>の<sup>の</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>い<sup>い</sup>に<sup>に</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>す<sup>す</sup>  
し<sup>し</sup>の<sup>の</sup>一<sup>い</sup>道<sup>みち</sup>の<sup>の</sup>奥<sup>おく</sup>の<sup>の</sup>奥<sup>おく</sup>の<sup>の</sup>奥<sup>おく</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
一人<sup>ひとり</sup>の<sup>の</sup>一人<sup>ひとり</sup>  
ら<sup>ら</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
こ<sup>こ</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>

半<sup>はん</sup>を<sup>を</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>す<sup>す</sup>  
が<sup>が</sup>ら<sup>ら</sup>今<sup>いま</sup>世<sup>よ</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>

四 吾礼人<sup>ごれいじん</sup>

儀<sup>ぎ</sup>と<sup>と</sup>忠<sup>ちゆう</sup>告<sup>こく</sup>人<sup>にん</sup>の<sup>の</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>す<sup>す</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>  
ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>

をいひぬわらやまよりいひぬわらやまの  
る礼をわらむ。吾は老るて、大猫の目。老也  
老人を教ふは、魚のいひやあら。天下に大信を  
礼のいひやあら。魚のいひやあら。いひやあら。いひやあら。  
いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。  
いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。  
いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。  
いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。いひやあら。

五 倍長礼之事

大名の内務者公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。  
公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。  
公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。  
公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。  
公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。公方所旗本也。

と、公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。  
公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。公方所旗本の親族あり。



記抄曰貞和六年七月廿六日源朝所敵青木末近に  
堀山中宿邊之守洛中騷動中十一日去秋周  
清房舎方右衛門藏人自公方被討了此文参考  
太平記引  
は公方之云ハ義海公方又義詮公方を討つて  
あり太平記卷十塩飽入道  
自害ノ條云私方者養子之  
公方の所恩を以て蒙りぬ云云因實廿五東勢重而南  
方殺向の條  
云云公方は催促を以て不待我先王天王寺に  
向ける云云因實廿五北野通  
夜物語青砥左衛門が  
を書して條子我身は為す所ありと云ふ事  
あり公方事ハ千金万玉を以て惜まざり云々  
是等公方之云ハ皆義満公方より云ふ事なり

中云之を比公方之云ハ今世公儀之云子因  
之之將軍家を下より討つて公方之云ハ  
あり勅新宣下あり云々是等事ハ南朝死後將  
軍所家譜予う承  
傳者之書等子義満公方号獨り  
一軍ハ是云

九 所臺標之事

將軍家乃所臺を所臺之云事撰改園白乃  
所臺を所臺トコロ所臺所之云子推して將軍家乃所  
臺を以て所臺所之云之所臺盤所之云を中果  
して所臺所之云又畧して所臺之云を中果  
あり臺盤之云ハ推して之臺盤所ハ推して

あつた食物を盛り盡くす所あり今世盛所と云  
ハ盛盤所ハ異語あり人のあつる者ハ<sup>コト</sup>又ハ食物  
を調味する事あるよしあり<sup>コト</sup>其盛盤所  
いふよりまゝ人あつるに<sup>コト</sup>其木の櫛を<sup>コト</sup>それ  
しめんが<sup>コト</sup>それあり

十 殿と称する事

殿と称する事禁中とて殿と称するハ攝政関白  
よりあまのいし事  
海人藤原公純内裏殿と人まの  
執柄ありあつたこれありすた  
他人を表向とて殿といハ内とて私あり<sup>コト</sup>あまの  
より家僕とて<sup>コト</sup>まの<sup>コト</sup>殿といハ内  
の<sup>コト</sup>殿といハ殿といハ古よりあり<sup>コト</sup>殿といハ宮

殿ハ殿とて<sup>コト</sup>殿とて<sup>コト</sup>居住しあつた殿といハ  
よりされハ攝政関白殿といハ又殿といハ云  
あり神の事とて<sup>コト</sup>八幡といハ<sup>コト</sup>自  
意とされハ殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ  
あり<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ

十一 様といふ事

様といふ事<sup>コト</sup>殿といハ意味遠し<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ  
まの<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ  
を如く<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ  
体の<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ<sup>コト</sup>殿といハ

左云殿様  
謝所也の條





ましましとうらゝく人の子を元めつて志ま  
いふありてんきさきさき古書より此紙えんむ  
ず

十四 奥書付の書

人誌書を奥書付といふ事一いふ一いふ一近  
世の秘あり

十五 かみきり

御しき若の書と人より秘しとたむ秘しといふ  
ことふ遠く古のまゝの書を秘しと上<sup>かみ</sup>は  
とひしあり女官御抄の奥書に此本前一條  
殿 孫政殿 室所殿のよきぬ一志るべき事いひ

又堀川殿中日記野川新太

御門尉宮道 寛正六年正月十日の條より成片供二番

親元日記 同上様 片供五人 其殿山小路亭片岡呂時互具

片成方々 純とて人いふ

以波官人ありてん 以外同純義より公之於此所

貞秋とて殿とてん

十六 女房のいふ事

人の書と女房といふ事古の書に恨みず不位よ  
き女房の事いふ事とて女房といひてんあり古書  
をえんて知る事一房ははなれず事ありは不  
手いふ事あり片所より女房の事いふ事

不位よき女もはか事をとて後へては住居せしむるあり  
 法をねむるもてく居る女ありあり女房よりありありは  
 平賀妻元子をも改判官知康の鎌倉よりテノミ  
 并一平をとりて居る事あり女房男房は居る所  
 後後きるもよきありあり云々男房よりありあり平賀  
 夫のいふ事古書より見ゆる事ありあり女房  
 女房よりありありの向方りありあり大さありあり男  
 房よりありありあり<sup>オキシ</sup>蘇生忠志が書ける事ありあり  
 一ありあり男子の威儀約の文を引く古ハ女房  
 一ありありありありありありありありありありあり  
 不ありありありありありありありありありありあり

隣の國の事とてありありありありありありありありありありあり  
 る日本の事とてありありありありありありありありありありあり  
 ありありありありありありありありありありありありありありあり  
 ありありありありありありありありありありありありありありあり

追考

侍中群臣の供御盟事<sup>中</sup> 此事は又女房所  
 供也召男房希有事也とて見ゆる事ありありありありあり  
 乃所前近侍の女房とて居る蔵人の事ありありありありあり  
 房とてありありありありありありありありありありありありあり  
 房とてありありありありありありありありありありありありあり  
 十七月新造よりありありあり





て礼をいひていふ今世も家礼といひて来れ  
る云云家礼の二字史記に如家人父子礼といふ  
より出たり他人をいふも子に准して礼をいふ  
をいふ家令といふも花鳥解情といふも公  
家礼の極家といふも形疾より公事加実を  
いふも子に準して子より父をいふも  
いひていふもいひていふもいひていふも  
礼といふもいひていふもいひていふも  
同といひていふもいひていふもいひていふも  
いひていふもいひていふもいひていふも  
二年十一月  
廿七日ノ記  
當將軍御時關東射手似繪可被圖之

由有其沙汰今日以評定之次先注其人數北條  
陸奥掃部助若狹前司秋田城人爲意見者被用  
捨之自京都被御下爲被進覽也而前武州祇  
候人依爲違者被召出之輩可被加否及再往沙  
汰是前武州不可然之旨有御色代之故也雖致  
彼家礼爲本御家人也又勤公役之上爲堪能之  
族依何憚可被除之哉之由遂治定云云は家来  
も在ハ將軍家より所家人あるが如條家よりあるも  
とく祇作人といふもいひていふもいひていふも  
右よりいひていふもいひていふもいひていふも  
あまもいひていふもいひていふもいひていふも

家礼の書遠あり家礼は家僕のごくゆきは  
ふ者あるもの混雜しく差別あるなりあり

### 井一 所稱と稱する事

將軍を所稱と稱し國所及びるを大所稱と  
稱するもの且利將軍家の初代より終末まで  
一今川伊豫入道了俊 貞世 乃雜本平記より貞氏  
澄岐入道殿へ申す所子より大所稱小  
所殿に渡りて終末云々 貞氏の子貞氏公之貞氏公  
乃子義詮公也義詮公を所稱しひひしひゆき氏  
乃と大所稱と云也 所小路殿の  
直義より

### 人稱と部

### 井二 月代利する事

月代利するもの古ハ月移りの事なり内代と云ふ事ハ  
一皆海峯より頂上 ヒヤク上 百餘の遠より モトナリ 結  
ぶより月影の如く細く平き紐状をゆく下よ  
金上一刀形柄巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと  
月影の如く ヒジ 義子巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと  
何れびん存のうきき ヒジ 義子巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと  
此種をいふことと ヒジ 義子巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと  
コガすことと ヒジ 義子巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと  
て来りのものを ヒジ 義子巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと  
もハ錢と云ふ頭の中を丸く利りて ヒジ 義子巻と云ふことと ヒジ 義子巻と云ふことと



うつくしき世に——  
その世に於ては——  
故されども——  
我の——  
天下は諸人の——  
連年合戦——  
善く首の——  
毛を——  
うひらぐ——

あり——  
る唐六七十年——  
ふり——  
あれを月代——  
古風を——  
る元朝——  
る世に——  
る人——  
る世に——  
る世に——  
る世に——



礼が事の時... 兼法あり... 古風を... 一人...  
〜

世 顔子隅を...  
〜

顔子保を... 具亦好古が和事... 信長公... 利刀... 大... 和名... 漢語...  
〜

〜 鼻毛... 寛永正保... 喧嘩口偏... 顔子... 面... 額... 眉... 髪... 髪... 髪...  
〜

まゝのまゝはまゝと好みあり男を好む者なりは血系の  
骨より差を懸るも如きことありては男を好む者なり  
いかに男を好む者なりと懸の毛を好む者なり下敷あり  
骨よりありては世を産くありては骨よりありては骨  
つらかりありのありては骨よりありては骨よりあり  
まゝありては骨よりありては骨よりあり

廿四 女の化粧の事

女の化粧の事 日本紀 持統天皇六年潤五月乙未朔  
戊戌朔 賜御門觀成施于五匹綿卅匹布五十端 美  
其所造鈿粉 一とんえとん 鈿粉古ハ名ありては  
今おとんといふ物之觀成と云傳略に化して持統天

皇子献きしと是より起るありては骨よりあり

給眉を起る事ハ上古よりあり日本紀仲哀天皇ハ

年秋九月 記 愈茲國而有寶國譬如美女之膝

有向津國 麻 用 和 記 とんえとん まよびふ眉引也新

羅國を名めたる美女あり眉引きたる也眉引

ハその也と云ふ引く眉を起る事と云ふあり仲哀天皇の

時既に此傳言言あるハ其始ハ新前代より起るあり

る事一 万葉集卷六 大伴家持 初月夕哥振仰而

若月見者一目見之人之眉引所念可聞とんえと

り三月月の形も女の眉引る事と云ふことあり

あり 和名抄容飾具の經粉和名閑述の粉和名之

家持ハ先仁祖  
武の相也



子孫を有するは、その姓は、字日本紀の訓を代  
りしカハ子とありて傳へ、ウケとありて、歴代に國  
史子賜誰某朝長姓、或ハ賜誰某真人姓、との事、元  
久と平原平、後橋の姓を、ハ誤あり

廿七 氏之事

氏ハ源平。橘。藤原。菅原。後原。大江。三善。安倍。中長。  
齋部。卜部。等の類を云也。續日本紀卷五、元服天  
皇和銅五年十二月乙酉、何倍朝長、宿奈麻呂言、  
是阿倍氏、正宗、與宿奈麻呂無異、云云。續日本後紀卷  
之三、和元年十一月乙未、畧良枝、宿禰、安倍氏之枝、別  
也。云云。天保實錄卷之仁壽元年九月丁亥、無品親子

内親王薨、親王者仁明天皇之女母、藤原氏云、同於  
十天安二年閏二月丙子、是日召會諸司、別所畧皇  
子源、每有時有於殿上、落髮入道、此夜有灌頂之事  
二人者、皇子之得姓者、也、每有云、云、右阿倍、藤原、多治清  
母、多治氏時有、母、清原氏也、云、左、借、正義子、氏  
原、多治氏、之、姓、也、  
得姓者、ハ源氏也、  
朝長、の、姓、を、賜、ふ、事、也、  
者、所以、別、子、孫、之、所、也、  
此、事、ハ、氏、ノ、ハ、忠、ハ、子、孫  
乃、出、所、也、  
平、氏、ハ、桓、天、皇、ノ  
ノ、出、所、也、  
此、外、ノ、生、國、ノ、地、名、  
ハ、氏、ノ、  
或、ハ、何、ノ、功、勞、  
ハ、氏、ノ、  
ハ、氏、ノ、

出<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>氏<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>と  
藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>  
原<sub>姓</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>藤<sub>氏</sub>長者<sub>藤氏長者</sub>

右二箇條ハ姓氏乃正義あり古の外子日本紀以  
下國史子賜藤原朝良<sub>藤原朝良</sub>姓武賜<sub>武賜</sub>後原真人<sub>後原真人</sub>姓ハ  
〜云<sub>レ</sub>子あり藤原後原ハ氏あり朝良真人  
ハ姓<sub>ハ</sub>あり氏<sub>ハ</sub>姓<sub>ハ</sub>を連<sub>テ</sub>て〜ハ時ハ言<sub>ハ</sub>を約<sub>シ</sub>  
〜藤原朝良姓<sub>ハ</sub>〜ハ國史の文例也嘗ハ藤原  
氏<sub>ハ</sub>朝良の姓<sub>ハ</sub>を賜<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ約<sub>シ</sub>〜ハ  
〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ國史の中子氏<sub>ハ</sub>〜ハ書<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ姓<sub>ハ</sub>  
〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ書<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ國史の  
姓<sub>ハ</sub>の字<sub>ハ</sub>統<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ見<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ  
非<sub>ハ</sub>前<sub>ハ</sub>後<sub>ハ</sub>の<sub>ハ</sub>文例<sub>ハ</sub>  
〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ

日本紀卷廿七天智天皇八年十月庚申天皇遣  
東宮太皇<sub>孫</sub>於藤原内大臣家授大織冠與大  
臣位仍賜<sub>ハ</sub>姓<sub>ハ</sub>爲藤原氏<sub>ハ</sub>云<sub>ハ</sub>此賜<sub>ハ</sub>姓<sub>ハ</sub>爲藤原氏<sub>ハ</sub>  
〜ハ〜ハ〜ハ朝良の姓<sub>ハ</sub>を賜<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ朝良  
姓<sub>ハ</sub>二字脱<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ其<sub>レ</sub>後<sub>ハ</sub>續<sub>ハ</sub>日本紀卷一文武天  
皇二年八月戊子朔丙午詔曰藤原朝良所賜  
之姓<sub>ハ</sub>宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>子<sub>ハ</sub>不比<sub>レ</sub>等<sub>ハ</sub>兼<sub>レ</sub>受<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ  
天皇の内賜<sub>ハ</sub>姓<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ朝良の姓<sub>ハ</sub>を賜<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ  
日本紀子朝良の二字脱<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ〜ハ朝良ハ姓<sub>ハ</sub>藤原  
ハ氏也<sub>ハ</sub>日本紀卷廿七天智天皇  
〜ハ〜ハ〜ハ藤原朝良<sub>ハ</sub>〜ハ〜ハ  
廿八ハ色外<sub>ハ</sub>姓<sub>ハ</sub>のみ<sub>ハ</sub>



り字ありあり其字ハ拾芥抄姓名録抄に記す分  
く記す其多き者今畧す

卅一 恒名こしな

恒名ケミヤウハ今世苗氏コシウシ之也昔よりあり義経記

形形義経 射西の条 今あり人を恒名実名を尋く事れ

云云 恒名ハ書ハあやまらあり 家名ハ書ハ今昔

物語卷八子今ハ昔上恒也平維茂朝長よりハ貞盛

孫子ハ維茂が子より今も是に似たり 兵之今即此子

家名ハ書ハ今ハ大和之ハ書ハあり 云 左傳正我

子氏猶家ハ書ハ家名ハ書ハ今も是に似たり 天下の

武士原氏ハ平氏ハ今も是に似たり 今も是に似たり 原某平某

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

卅二 実名こしな

実名ハ今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり

今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり 今も是に似たり



卅三 字々々々

字ナは車カ一カ支カ那ラ子ノ人ノこノふノ名あり字々之方付也  
字々人ノを喚子ノふノりノももふもふも不敬之字を  
よふ之字人ノ々々ふふびびううららを奉法あり之日本  
と古より毎日必ず字付る事ハお一稀字々  
有之人ハあり日本紀卷廿五孝徳天皇即位  
日大律長徳嗣字馬連云又續日本紀卷廿一廢帝天  
平寶字二年八月甲子以紫微内相藤原朝臣仲  
麻呂任大保敷日畧自今以後宜姓中加惠美二字  
禁暴勝強止戈静乱故名曰押勝朕胃之中汝卿  
良尚故字祿尚舅云古書々々々々之物

文倉、唐、秀、の、字、文、琳、平、貞、文、が、  
字、平、仲、曾、祿、好、忠、が、字、若、丹、の、

あ、ま、字、あ、り、此、外、字、付、く、る、人  
類、た、め、ハ、あ、り、字、を、考、へ、互、に、よ、び、あ、る、  
よ、名、の、り、あ、れ、ど、何、を、名、何、を、名、門、あ、る、官  
々、あ、る、字、ハ、い、い、ど、今、昔、物、類、字、ハ、大、紀、  
と、る、こ、の、字、ハ、云、々、何、を、名、何、を、名、あ、る、  
々、字、ハ、い、い、ど、云、々、

古、書、の、中、も、あ、る、字、々、々、  
あ、る、様、あ、り、何、を、名、何、を、名、字、ハ、  
々、あ、り、々、字、ハ、能、叶、く、る、也、  
々、字、ハ、あ、る、字、ハ、似、々、々、  
儒、者、或、ハ、書、法、  
新、書、  
あ、る、字、ハ、  
人、々、字、





自を修る事といつては、武士の風俗あり  
て官を修る事といつては、農  
民商人穉多を食りて、  
何れも門にありて、  
治世ありて、  
予言中は、  
ぬれあり

廿六 百官名

百官名は、中務、式部、治部、民部、刑部、大納言、掃  
部、儀部、主水、外記、内記、大宰、参人、  
ありて、世俗にこれ

百官名は、  
左門、右門、  
ありて、世俗にこれ

廿七 東百官

東百官は、  
左門、右門、  
ありて、世俗にこれ









生曰名死曰諱イハレニヒトと見えしは古き書に人の名をいふに  
いふに存生とて生るるは所諱といふ人ありて死  
人といふは死するは所諱といふ人ありて其の  
礼あり

四五 名を字を反する事

名を字を反する事は古き書に「古き書に名を字とてあつて一日  
本より上古よりある人の名は口を以ていふの事  
もて文字を著すの事も文字を著すの事ありしが  
名を字とていふ事ありて人王十六代の帝應神  
天皇の十五年即位すり百麻國より王仁ワニといふ者カガ  
王仁といふ者十六年此より一返りあり皇子兒ウ

道雅ミチノカミ即子イラコとて世に傳へて流の書は楷とて字は

かひは日本紀に云く是れ日本に文字を著す事  
書まはるは始也是よりあの子名を字とていふ物にあ  
きありて和顔ワノカミといふ者ありて西域セイヤクの書より交那カハラ  
一返り書くといふ日本一返り書くといふ人王二十一代敏  
達天皇の所代二返り佛法の傳へ来りて時トキは  
二十代額明天皇の  
所代佛法は  
まより以前は和顔の字ありて和顔の字ありて和顔の字ありて  
和顔の字ありて和顔の字ありて和顔の字ありて和顔の字ありて  
一古代の書に「名を字とて反する事」ありて「名を字とて反  
古盛なる事あり」ありて「名を字とて反する事」ありて「名を字と







春  
學  
上

*[Faint, illegible vertical text within a rectangular border]*

